

地域連携推進会議録（豊浦やまと光星園）

令和 7 年 1 0 月 2 4 日（金） AM・PM 1 : 3 0 ~ 4 : 1 0 場所：オープンコミュニティたまりば	出席者 光星園：成田施設長、築田係長、杉本サビ管 ご利用者：若林彰夫さん ご家族：桐生雅子氏 地域：大野純一氏 市町村：浅野知佐子氏(豊浦町社協) 阪下克哉氏（やまびこ）
会議内容	
1 3 : 3 0 オープンコミュニティたまりばに全事業所の出席者が集合し、車 3 台にて事業所見学を実施。 光星園→ひまわり荘→郭公の里→あじさい荘→GH ひかり 1 5 : 1 5 頃 会議開催 ○出席者紹介・挨拶 ○概要説明：塚谷管理者（共同生活援助事業所きずな） ・運営が閉鎖的になるおそれのある居住系事業所について、令和 7 年度より「地域連携推進会議」の開催及び事業所見学を年 1 回以上実施する事が義務づけられた。本来は事業所毎に開催する事とされていたが、胆振総合振興局に確認し、法人内での合同開催が可能との事で開催している。 ○目的 ・利用者と地域との関係づくり 大和自治会への加入と地域行事等に参加。船見地区では町行事に参加。その他、社会福祉協議会と連携し、清掃活動等の地域活動に参加している。利用者が地域の中で生活しやすい関係づくりを目指す。 ・地域の方への施設等や利用者に関する理解の促進 年 3 回の機関誌の発行。ホームページの活用。今回の施設見学を通して障がいのある方の生活に対する理解、職員と地域とのつながりを促進する。 ・施設等やサービスの透明性・質の確保 ホームページや財務諸表等電子開示システム等による情報公表をし、法令遵守や透明性の確保に努めている。月 1 回外部経営指導の実施。積極的な研修により職員のスキルアップの向上。地域連携推進会議を行う事によりサービスの透明性を確保し、ご利用者にとっても良い影響と	

なるようサービスの質の確保・向上を目指す。

- ・利用者の権利擁護

ご利用者への呼び方を「さん」に統一。個々に合わせて安易的にならないよう支援している。虐待防止・身体拘束適正化・権利擁護に関する委員会を毎月実施。職員の業務振り返りチェックシートも毎月実施している。利用者の意思決定支援を重点に、地域の方々にも理解と協力を求めながら取り組む。

- 事業所説明

指定障がい者支援施設 豊浦やまと光星園：成田施設長

※内容は別紙資料参照

- 意見交換

※法人として会議を開催している為、意見については他の事業所出席者からのものも含まれている。

- ・若林さん：誕生会は GH でやりますか？

嶋管理者（共同生活援助事業所きひかり）：GH ひかりでは誕生会はありませんが、誕生付きの方は買い物をしたり、ケーキを購入するなど、個別に対応しています。

- ・若林さん：GH で旅行とかは行っていますか？

嶋管理者（共同生活援助事業所きひかり）：希望者には対応しています。

- ・高田氏（共同生活援助事業所ひかり保護者）：高齢化の対応についてお聞きしたいのですが、兄が入退院を繰り返しており、GH で生活が困難になった場合はどう対応していただけますか？

安田施設長（やまと郭公の里）：今までの例から考えると、GH で対応できない場合は入院していただき、そのまま退所されたり、退院されても対応が難しい場合は、入所事業所に空きがあればそちらで対応していただくことも可能です。

- ・高田氏（共同生活援助事業所ひかり保護者）：要介護認定を受ける人は入所できますか？

安田施設長（やまと郭公の里）：障がい者施設に入所される方は介護認定を受けることはできません。

- ・高田氏（共同生活援助事業所ひかり保護者）：豊浦町内に特別養護老人ホーム等がありますか？

あるなら空き状況が気になります。

阪下氏：豊浦町には老人介護施設が 2 か所あります。やまびこの 2 階に介護老人保健施設がありますし、大岸には特別養護老人ホームがあり、要介護 3 以上で利用可能です。

どちらの施設も待機者はおらず、定員も満たしていません。ただ、職員不足で定員まで受け入れることができないケースもあります。また、障がい者施設から老人ホームへの入居もスムーズにはいかない現状があるため、豊浦町としても必要な場合は円滑

に移行できるような支援を行っていきたいと考えています。

- ・ 桐生氏：今回の施設見学の際、建物の状況はなんとなくわかりましたが、職員が利用者さんの支援を行っている様子が見られませんでした。生活しているところが見たかったです。

安田施設長（やまと郭公の里）：行事等や普段から開放しているため、いつでも見に来ていただいて大丈夫です。

- ・ 阪下氏：身寄りのない方に対しては成年後見人等を利用していますか？

安田施設長（やまと郭公の里）：兄弟、従弟、親戚関係などがいる方にはそちらと相談していただけるように伝えていますが、中には、他にお願いできる家族がいない方もいます。成年後見人を利用されている方も複数おられますが、成年後見人は基本的に財産管理と身上監護しかできないため、医療的な手術等の同意ができません。また、ご家族には、ご家族が亡くなった後の対応を事前に行ってもらえるような生前契約等を説明しています。

阪下氏：やまびこ（豊浦総合保健福祉施設）でも身寄りのない方を受け入れた際は、豊浦町の司法書士に依頼し、成年後見人の対応を行ってもらっています。

安田施設長（やまと郭公の里）：ご家族がいなくご利用者の方に手術灯の同意が必要になった場合は、施設長が責任を持って同意書にサインをして対応しています。

桐生氏：私も夫と二人しかいないため、二人とも亡くなった後の息子が心配です。どうしたらよいでしょう。

安田施設長（やまと郭公の里）：早めに弁護士や司法書士に相談することをおすすめします。わからないことがあれば、（光星園のご利用者のため）成田施設長にその都度相談してください。

安田施設長（やまと郭公の里）

貴重なご意見等、ありがとうございました。これからも地域の方々とのつながりを大切に運営に取り組んで参ります。

本日はありがとうございました。

以 上

[illegible]

[illegible]

